

秋保大滝・二口エリア観光施設等管理運営方針策定業務委託

仕 様 書

1 目 的

秋保地区西部の秋保大滝及び二口エリアにおいては、東北有数の豊かな自然景観を有し、秋保温泉地区と連携した周遊観光の魅力アップ、二口林道全線舗装開通による観光振興などエリアブランドの補強が課題となっている。

このような中、秋保大滝植物園や大滝れすとはうす、秋保ビジターセンターなどの市有施設は、設置以来となる大規模な改修の時期を向かえ、その機能向上による活性化が期待されている。

本業務委託は、各施設の改修とリンクしたエリア全体のリニューアルを意識した魅力アップを図るため、各施設の機能や整備・運営方法の方向性を検討し、仙台西部の観光拠点づくりと交流人口増、地域の活性化につなげるものである。

2 秋保地区西部の現況と課題

西部秋保地区は、国指定名勝の「秋保大滝」や秋保大滝不動尊、周辺に立地する特色ある店舗など、四季を通して観光客や市民の憩いの自然空間を有す仙台西部を代表する観光交流地域と、さらにその西部にあって、国指定名勝「磐司」や大東岳、神室岳や糸岳など二口山塊の名峰群をはじめ、姉滝や白糸の滝、白滝や北石橋など奥羽山脈随一を誇る奇勝な自然資源が集積する蔵王国定公園、県立自然公園に位置する山岳観光エリアを有している。

近年、このエリアは市内からの日帰り型の来訪者や外国人観光客が増加傾向にある中、令和元年8月には山形市へと通じる二口林道が全面舗装開通となり、車のみならず、二輪車や自転車、トレッカーの通行も増加しており、今後も多くの観光客が訪れると見込まれ、観光交流活動による活性化が期待されている。

奥羽山脈越えを介するこのエリアは、平安期が発祥と伝わる二口街道とラップする深い歴史を持ち合わせ、国境越えにまつわる物語や遺構、地域文化の痕跡を伝え、魅力ある歴史文化を擁しているとともに、山形市側には東北指折りの観光スポット「山寺」を有し、観光周遊としても極めて高いポテンシャルを持つ地域である。

しかしながら来訪者の利便施設となるこのエリアにある市有観光施設は、設置後30年以上経過しているものが多く、その環境は設置当時から変化、観光客や市民のニーズに相応できていない状況があるほか、今後改築や修繕等の時期を向かえ、そのブラシアップが求められている。少子高齢化や人口減に伴う需要の減少、外国人誘客が進む中で、いかに観光消費額を増加させ、西部地区の観光振興、地域の活性化につなげていくかが大きな課題となっている。

3 業務名

秋保大滝・二口エリア観光施設等管理運営方針策定業務委託

4 委託期間

契約締結日から令和3年3月31日まで

5 業務の内容

(1) 対象地域

太白区秋保地区全域

(2) 主な対象施設等

①秋保大滝周辺エリア

- ・秋保大滝植物園、大滝駐車場、大滝公衆トイレ、大滝れすとはうす、滝見台周辺景観維持、滝つぼへの自然歩道管理、不動橋駐車場など

②二口周辺エリア

- ・秋保ビジターセンター、二口園地駐車場、二口キャンプ場、中小屋トイレ、中小屋駐車場、中小屋橋、姉滝橋、二口自然歩道、磐司展望台、大東岳ほか二口山塊登山道管理など

③関連エリア

- ・秋保工芸の里、秋保里センター、野尻地区など

(3) 業務の内容

①現状検証、課題抽出

②施設のあり方、方向性(新規施設も含む)

③管理運営方針の作成

④更新費用、維持管理費用の概算額の算出

⑤新たな管理運営手法の提案(インセンティブの考慮など)

(4) 考慮すべき本市の取り組み及び方針

①秋保大滝周辺エリア

- ・秋保大滝植物園管理棟大規模改修 ・大滝れすとはうす大規模改修
- ・隣接する駐車場等を含めた各施設の管理・運営を見直し、新たな観光拠点づくりを図る。

②二口周辺エリア

- ・秋保ビジターセンター大規模改修 ・二口キャンプ場トイレ洋式化
- ・中小屋公衆トイレ洋式化 ・磐司公衆トイレ洋式化
- ・関連駐車場等を含めた各施設の管理・運営を見直し、二口エリアの体験型観光・二口林道周辺観光等の拠点施設としての利便性向上を図る。

③関連エリア

- ・①②の両エリアに野尻エリアと秋保温泉エリアの関連施設との有機的な連携を提案する。

(5) 庁内関係課調整会議(ワーキング会議)の運営に関する事務の補佐

方針策定検討に必要となる関係課(文化観光局観光課、建設局公園課、秋保総合支所総務課など)による調整会議運営支援(月1回程度とする)

- ・会議への出席、資料説明、助言等
- ・資料及び会議録作成支援

(6) 施設利用者へのアンケート事務の補佐

利用者ニーズを収集するため、秋保ビジターセンター及び大滝植物園、大滝れすとはうす等への利用者アンケート調査を実施する。(10月下旬～11月中旬)

- ・調査票の作成、収集・集計

(7) 施設に関わりのある地元団体、事業者との懇談

地元や地元事業者などのニーズの把握、計画の共有、行政と観光関連団体の連携や役割分担など意識醸成を図るため、秋保大滝周辺及び秋保ビジター関連団体等への説明・ヒヤリングを実施する。(2地区程度予定)

- ・資料及び会議録作成支援
- ・会議への出席、資料説明等運営支援

(8) 管理運営方針報告書の作成

めざすべき将来像に向けた戦略的な理念と目標、実施スケジュール、その進捗管理について検討・提案すること。

- ①計画の期間は令和3年度から12年度までの10年間とする。
- ②現状と課題を踏まえ、具体的な進めるべく管理運営のあり方・推進体制等の提案を行う。
- ③更新費用、維持管理費、人件費等の概算予算の算出
- ④本市による新総合計画(令和3年度～12年度)、今後の建物長寿命化改修計画、及び自然公園法や文化財保護法等の関係法令許認可等との整合性、施設改修等事業費の平準化など、具体的な進捗(事業)スケジュール、手法の提案を行う。

(9) その他

必要に応じて発注者と打ち合わせを行う。

6 業務に伴う観光エリア図及び施設位置図

別紙のとおり

7 業務の実施報告

本業務完了時に、次の成果物を市へ提出すること。

- | | |
|---------------------------|-----|
| (1) 業務完了報告書(任意様式) | 1部 |
| (2) 計画書(A4版、カラー刷り、製本したもの) | 20部 |
| (3) 計画書概要版(フルカラー) | 3部 |

- (4) 各種引用データ及び集計データの成果物 1部
- (5) 経費明細書
- (6) 上記データが格納された CD 又は DVD による電子データ 一式

8 その他

- (1) 業務着手時は、業務内容のスケジュールを明確にした業務計画書を提出すること。
- (2) 本業務の遂行に必要な打合せは、原則として秋保総合支所内で実施する。
- (3) 画像資料等本業務により生じた著作権等は、著作権の侵害等権利関係の帰属を済ませたうえで納入すること。また、それらに関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応するものとする。
- (4) 本業務の実施により生じた著作物（既得されている著作権は除く）に関する著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む）は、本市へ帰属するものとする。
- (5) 本業務により生じるすべての成果品を本市の許可なく公表及び貸与してはならない。また、本業務実施により知り得た事項を第三者に漏えいし、または、開示してはならない。これらのことは、本業務終了後においても同様とする。
- (6) 本仕様書に明記された事項及び明記されていない事項について、疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議し、発注者の指示の下、業務を円滑に遂行するものとする。